

# 二度の「沈黙」

## 一戦時下日本のキリスト教の生存実態一

董 旭召

(山本 淳子ゼミ)

### 目次

はじめに
第一章：禁教令と其の終焉
第二章：明治政府のキリスト教に対する態度は？
第三章：戦前期のキリスト教と日本政府、軍部
第一節：キリスト教に対する日本政府の狙い
第二節：昭和戦前期 軍部の台頭
第三節：戦時下のキリスト教と植民地政策
第四章：加害者？－軍国日本におけるキリスト教の戦争協力
第五章：被害者？－戦時下の日本のキリスト教の弾圧事例
第一節：軍部によるホーリネス教会の利用
第二節：利用する価値がなくなったホーリネス教会の弾圧
第三節：ホーリネス弾圧事件の家族の手記
特別編
おわりに
参考文献

### はじめに

2018年6月30日、バーレーンで開かれていたユネスコの世界遺産委員会は、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」（長崎、熊本両県）を世界文化遺産に登録することを決めた。登録されるのは、江戸幕府がキリスト教を禁じた17～19世紀に、伝統的な宗教や社会と共生しながらひそかに信仰を守り続けた「潜伏キリシタン」が育んだ独特の文化的伝統を示す遺産群である。禁教が本格化するきっかけとなった島原・天草一揆の舞台だった原城跡や信仰を集めた離島も含む集落や集落跡、潜伏キリシタンが宣教師に信仰を告白した大浦天主堂など、12の構成資産すべてに「顕著な普遍的価値がある」と認めた。

通常、単に禁教令と言った場合には、日本で1612年（慶長17年）及び翌1613年に江戸幕府が出したキリスト教を禁ずる法令を指す。大政奉還後も明治政府は国際法に反する政策は諸外国の非難・批判を招いたため、1873年（明治6年）までに制度としての高札は廃止され、結果としてキリスト教が黙認されることで江戸幕府以来の「キリシタン禁教令」が事実上廃止された。それ以降はキリスト教信者ということだけで重罪に処されることが無くなり、再宣教のために来日したパリ外国宣教会などによって、一部を除く多くのキリシタンたちがキリスト教信仰を表明し、カトリック教会の信仰に復帰した。

しかし、ほぼ同時に明治政府は、私立学校の教育課程における宗教教育および学校において宗教的儀式等を行うことを禁止しているなど、教育に関しては慎重な態度が続くことになった。

本論文では、日本とキリスト教の出会い、禁止、解禁を見ていくことを通じて、国家権力は、どうキリスト教をとらえ、これを利用した、あるいは抑圧、弾圧したか、その関係について考察を深めて行きたい。第二章では、明治以降、近代国家に進む日本では、キリスト教が教育にどのような影響を与えたかを見ていきたい。そして、第三、四、五章では、戦前、戦時下の日本において、キリスト教と日本政府、軍部との関係を明らかにしていく。

### 第一章：禁教令と其の終焉

1549年（天文18年）、イエズス会のフランシスコ・ザビエルが鹿児島に上陸し、日本でキリスト教の布教が始まる。九州を中心にキリシタン大名が現れ、信者も増えたが、勢力の拡大を恐れた豊臣秀吉や徳川幕府は宣教師の追放令や禁教令を出す。弾圧に反発した農民らが1637年（寛永14年）に島原・天草一揆を起こすもののほぼ皆殺しにさ

二度の「沈黙」 ―戦時下日本のキリスト教の生存実態―

れ、信者は長い潜伏時代を生きることになる。「潜伏キリシタン遺産」はいくつも登録されており、かなりの長い期間にわたる遺産が並ぶ。ただ、実は「日本ではいつ、キリスト教の禁教は解かれたのか」というポイントがはっきりしておらず、少しわかりにくくなっている。禁教時代の終わりが明確ではないのである。

明治政府は大政奉還（五箇条の御誓文）を出した翌日の1868年4月7日（明治元年3月15日）、5枚の高札により「五榜の掲示」を出した。ここでは、いくつかの江戸幕府の政策を継承することが記されており、その第三項に「切支丹邪宗門嚴禁」として江戸幕府からの政策を継承する形で禁教令を出した。これに依拠して前年の「浦上四番崩れ」への対処も信徒の弾圧として続くことになり、信徒を流罪とし、さらに流刑先では拷問や私刑が横行した。

ただ、明治政府のこの対応は公的な布告として使われた高札も幕府から政府に権勢が移ったことを示したにすぎなかったが、五箇条の御誓文で国際法を守ることを主張しつつ、高札ではそれに反するキリスト教の禁止を謳っていたため、英国公使パークスをはじめ諸外国の反発を招いた（高札制そのものについても反発があったとされる）。政府の外交顧問を務めていたシャルル・ド・モンブランは1869年（明治2年）10月に「宗教政策に関する意見書」を提出し、日本が列強諸国からの信教の自由に関する内政干渉を避けるには少しずつ政教分離政策をとるのが良策であるが、当面の間は黙許するのが良いだろう、と進言した。政府はこの策を採用し、1873年（明治6年）までに制度としての高札の廃止と同時に、これらの各条が事実上廃止され、キリスト教は当面黙認されることとなった。徳川家康の1612年の天領禁教令から262年ぶりに日本におけるキリスト教信仰の自由が回復した。

## 第二章：明治政府の キリスト教に対する態度は？

1873年（明治6年）2月、キリスト教禁制の高札が撤去され、その宣教は事実上黙認のかたちで行なわれるようになった。1889年（明治22年）2月、

「大日本帝国憲法」が公布され、その第二十八条により、信教自由の原則が保障されることになった。しかし、その自由は国家の安寧秩序を妨げず、および国民たるの義務にそむかない限りにおいての自由であった。

日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス。

「大日本帝國憲法」第二章 臣民權利義務  
第二十八條

1894年（明治27年）に締結された「日英通商航海条約」によって、日本は外国人の「内地雑居」を実施することとなった。「雑居」によって、それまで外国人は東京、大阪、長崎などの一部に設けられた「居留地」のみに居住していたが、日本全国における自由な居住・旅行・営業を許可されることになった。これは、彼らの宗教たるキリスト教が日本社会に流入することも示唆しており、日本の社会構造や人々の意識に大きな影響をもたらすものであった。

実際に、外国人との「雑居」に対しては世論や議会に強い反発があり、「内地雑居」反対運動は条約改正交渉の障害ともなった。だが、陸奥宗光外相はこれを押し切り、内地を開放、財産、信教などの外国人の権利保護も明確にして、領事裁判権と治外法権の撤廃と引換に内地雑居を認める「日英通商航海条約」が締結されることが実現したのである。新条約締結後、日本政府は外国人との和親、信教の自由を含む諸権利保護を布達したが、一方では、「内地雑居」とともに、外国文化とくにキリスト教の浸透に対して、警戒の色も見える。

1891年（明治24年）の内村鑑三不敬事件を契機にキリスト教への警戒感や反発が噴出した。この事件は、教師でありキリスト教思想家でもあった内村鑑三が当時勤務先であった第一高等学校（現在の東京大学教養学部および、千葉大学医学部、同薬学部の前身である。）での教育勅語の奉読式の際、明治天皇の署名入りの教育勅語への拝礼を拒否したことに端を発するもので、キリスト教の思想が天皇制を否定するなどの反国家的性格を有するとして、キリスト教への批判が新聞紙上等で相次いだ。これに対してキリスト教界の指導者は、キリスト教の思想と日本の国体とは矛盾せ

ず、むしろ国家への忠誠を強調するものであるとの反論を新聞などで展開した。

(注：事件については次の参考文献に基づく

- ① 大河原礼三『内村鑑三と不敬事件史』木鐸社、1991、② 田丸徳善・村岡空・宮田登編『近代日本宗教史資料』佼成出版社、1973、p117-p149)

平和と愛国心をめぐる「矛盾」、内村鑑三は、日清戦争は「義戦」として肯定したが、それ以後は全面的に戦争に反対し、最後まで「非戦論」を唱え続けた。だが彼は、日露戦争時、中国旅順港での日本海軍の勝利を知ると「隣り近所全体に聞こえるほどの大声で、『帝国万才』を三唱しました」と知人に宛てた手紙でわざわざ書いている。

(注：山本泰次郎編『内村鑑三日記書簡全集 六』教文館、1965、p79)

内村は、聖書を引用して戦争を正当化する牧師たちを厳しく批判したが、多くのプロテスタントの牧師たちは日露戦争に協力的であった。新島襄の門下である海老名弾正は、当時の牧師の中でも、特に日露戦争を積極的に肯定したことで知られている。同じく牧師である本多庸一と小崎弘道は、軍隊へ「慰問使」を送ることなどについて軍部と交渉し、軍人向け小冊子の配布、募金活動にも協力した。本多庸一と井深梶之助は、日本が正義の戦争をしているということを訴えるために、わざわざ欧米にまで行った。小崎弘道は、全国宗教家大会で「この戦争は、人種の戦争でも宗教の戦争でもなく、ロシアが代表する16世紀の文明と、日本が代表する20世紀の文明との戦争である。」と述べた。同じキリスト教徒の間でも、当時の内実はわりと複雑だったのである。

(注：比屋根安定「日本近世キリスト教人物史」1992、中濃教篤「近代日本の宗教と政治」1968、原誠「新島襄の後継者－小崎弘道・海老名弾正」2006年6月16日 同志社スピリット・ウィーク「講演」記録 [http://www.christian-center.jp/dsweek/06sp/t\\_0616\\_2.html](http://www.christian-center.jp/dsweek/06sp/t_0616_2.html) に基づく)

1899年(明治32年)、内閣省は「神仏道以外の宣教宣布並堂宇会堂に関する規定」(内閣省令第41号、7月27日付)によってキリスト教の宣教を正式に認めた。しかし、ほぼ同時に「一般ノ

教育ヲシテ宗教外ニ特立セシムルノ件」

明治三十二年八月三日文部省訓令十二号、一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最必要トス依テ官立公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヘシ

(学制百年史編集委員会「学制百年史」資料編 文部科学省)

によって、私立学校の教育課程における宗教教育および学校において宗教的儀式等を行うことを禁止しているなど、教育に関しては慎重な態度が続くことになった。この学校教育における宗教の取り扱い方は、終戦後の1945年(昭和20年)10月まで基本線となっていた。

1899年(明治32年)に審議された「私立学校令案」では、学内の宗教教育・宗教儀礼の禁止が謳われていた。これを危惧した多くのキリスト教系の高等教育機関は、互いに協力関係を結ぼうと試みるが失敗に終わる。学校令の遵守が学生の兵役免除と官立学校への進学を可能にしていたことから、これらの学校は翻弄されることになる。しかし結果として、勅令としての私立学校令から宗教教育禁止事項は削除されることになった。

この訓令によって、官立学校はもとより私立学校も宗教教育や宗教行事を行うことが禁じられた。しかし、教育から宗教を全て排除することは教育の目的を達成できないという趣旨の指摘がなされ、官立学校では、一宗一派の教義に基づく宗教教育は禁止すべきであるが、「宗教的情操」の教育における意義は否定すべきではなく、「宗教的情操」が人格の形成に必要であることを認めるべきであるという見解が次第に強くなっていった。日本政府は1932年(昭和7年)「〈一般ノ教育ヲ宗教以外ニ特立セシムル件〉解釈ニ関スル件」(宗教局普通学務局通牒発第102号)を発し、宗教的情操教育の必要性を認めた。さらに1935年(昭和10年)、「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」という文部次官通牒を出して、学校に於ける宗派的教育は認められないが、宗教的情操の涵養は極めて重要であるとした。一般的な「宗教的情操」の涵養は、訓令第12号によって禁止されている「宗教上の教育ないし宗教上の儀式」には含

まれないという公式見解を示した。

しかし、この通牒の内容は、教育が戦時体制に組み込まれる中で、戦勝祈願のための神社参拝を正当化する根拠として作用した側面が強かった。明治政府は公教育から宗教を排除する政策を掲げる一方で、「神道は宗教に非ず」という解釈のもとに、制度上では神道を宗教としては扱わない立場になってきた。しかし、戦時体制の中では、神社と国民の精神形成に直接関与する学校教育の一体化が図られ、教科書や学校儀式の中に神道的な内容が組み込まれていった。

列強から自国を守るために急速に西洋の文明を受容することによって近代化を進めてきた日本であったが、大日本帝国憲法の発布と教育勅語の発表を通して、天皇を中心とする政治神学的な同一性をより強く押し出すようになる。その結果として当然、異なった神学的基盤をもつキリスト教や他の宗教・思想との軋轢が激しくなっていく。私立学校令も国体という神道学によって思想的な統一を強めるための一つの手段であった。

しかし、日露戦争後、キリスト教は大きな転機を迎えた。ローマ教皇ピウス十世が、極東の平和の回復と、戦争中、満州その他の地域のカトリック教会が、日本軍により、保護されたことに対して、明治天皇に感謝の意を表するために、次のようなことを行ったのであった。つまり、アメリカのポートランド司教であったウイリアム・オコンネル（後のボストン大司教、枢機卿）が、教皇の命を受け、1905年（明治38年）10月29日、随員と共に、横浜に到着し、約一カ月弱の滞在中、天皇や桂太郎首相、小村寿太郎外務大臣などの要人との面会を果たしていたのである。

ところで、カトリック教会およびその教育の特徴は、当時の日本の天皇制の強化や国家主義的教育方針にとっては、実は相応するものだったということがあった。すなわち、

「キリストは神を愛するの主義を第一に置き、人をしてその制限の下に己れを愛しまた他を愛せしむるなり。ただかくのごとくして愛の道全きを得べし。吾人の愛国もまた然り。正義なる愛をもって国家を愛せざるべからず。ゆめ愛国をもって絶対の義務なりと思惟するなかれ。吾人は上帝に悖きて国家のた

めに力を尽くすこと能わざるなり」

（注：『植村正久著作集』一卷  
新教出版社、1966、p306）

このような思想は、近代日本の天皇制イデオロギーに合致するものである。このため、キリスト教の教育を利用して、日清戦争、日露戦争後に新世代の青年の中で現れた自由主義、個人主義の風潮を抑止することができると明治政府や一部の知識階級からは期待されていたのである。

1912（明治45）年2月、内務省は仏教、キリスト教、神道十三派を集めて会合を開き、そこでは「皇道」と「国民道徳」の振興をはかることが決議され、政府と宗教と相協力して、「皇運」を支え「時勢」の進展を助けていくことが確認された。提唱者の内務次官、床次竹二郎によれば、その目的は「宗教と其国家との結合を図り宗教をして更に権威あらしめ国民一般に宗教を重んじるの気風を」振興させることであった。

（注：佐波亘「植村正久と其の時代」第2巻、  
教文館、1966）

その背景には、日露戦争以後の経済不況と人々の道徳的な退廃があり、特に1910年（明治43年）のいわゆる大逆事件は為政者に宗教者奮起の働きかけを促した。床次竹二郎はヨーロッパを視察（1906年）し、宗教が国民道徳の振作に寄与していることを知り、日本でも各宗教が協力して時代の進運に寄与することを期待した。キリスト教の代表者は、国家がキリスト教の存在を認めた意義ある企画として歓迎した。つまり、資本主義の矛盾が激化した中にあっても、キリスト教が階級対立緩和の機能として有効な働きをしていることを観察していたのである。

西園寺内閣において内務次官床次竹二郎を中心に企てられた「三教合同」の計画が、これである。床次は「三教合同に関する私見」という文章の中でこの試みを説明しているが、その中で彼は述べて、国民道徳の涵養は教育と宗教とが相まって初めて充分に行われうるものであり、従って、教育、宗教の二者が国民教育のために提携、協力することがきわめて望ましい。「一国の文明開化」には物心両面の發達を必要とする。近来都市においては労資、地方においては地主・小作人の関係が悪化し、「各階級間に於ける温情」は次第に消え去

ろうとし、とりわけ「細民部落」などでは家庭内に「温情」の失われているものが多く、これらの実情は、甚だ憂うべきことである。問題は、しかし、経済面の措置だけでは充分解決できず、宗教によって「精神上の慰安」を与えることが必要である。且つひとが生涯を通じて「道徳上の堅固」を保つには学校教育だけでは足りず、「社会教育」を要し、それには宗教の力に期待すること最も大である、としている。

(注：前田蓮山『床次竹二郎伝』1939、p252-p259)

キリスト教の代表者はこれを、国家がキリスト教の存在を認めた意義ある企画として歓迎した。

つづいて、大正期のキリスト教界は、政府の宗教政策に対して頻りに批判的な態度を取った。たとえば、1914年(大正3年)の第30回日本組合基督教会総会や1917年(大正6年)の第31回日本基督教会大会において、神社参拝が偶像崇拜を禁止するキリスト教の教義に抵触するものであるとして、政府に対する神社参拝強制の撤回の要請を決議している。大正時代は、民主主義や自由主義の時期であり、日本政府による思想統制が比較的緩和された。しかし日中戦争が始まると、国体を中心とした国家体制はより強靱なものとなってキリスト教と対峙していくことになる。

次章では戦前における国家とキリスト教の関係をみていきたい。

### 第三章：戦前期のキリスト教と 日本政府、軍部

#### 第一節：キリスト教に対する日本政府の狙い

ここで確認したいことは、キリスト教は公認の段階で、日本政府から強く警戒されていたが、「警戒」すべき教派の監視・排除とともに、「利用」すべき宗教・教派の活用・保護という日本政府側の姿勢もあったことである。

1927年(昭和2年)、日本政府はふたたび宗教法案を提出したが、その際に貴族院で岡田良平文相は法案提出理由について、次のように発言していた。

各宗教教化ノ發揚ト云フモノハ、国家社会ノ為メ必要デゴザリマスルガ故ニ、宗教団等ニ

対シマシテ、相当ノ保護ヲ与ヘマシテ、其教化活動ニ便ゼシムルコトハ、監督ノ方法ト相俟(あいま)ツテ極メテ緊要ノコトト存ズル」

(「帝国議会貴族院議事速記録」第四十九巻 東京大学出版会、1983年、p155)

警戒すべき対象を排除しつつ、利用すべき対象を保護・育成するという姿勢が、日本政府側において明確になってくることになったのである。このような姿勢が、以後の戦争協力をめぐって、重要な枠組みとして位置付けられることになった。

明治時代前期は文明開化の時流もあって、キリスト教は都市部の中産階級を中心に受け入れられて、この時期は、キリスト教団体によって教育・医療・福祉機関が設立された。その中の学校の多くでは、開校当初から教育課程の中に礼拝などの宗教行為が盛り込まれていたが、明治時代後期に政府による宗教教育の禁止などの思想統制によってこのような教育課程の見直しを迫られ、それが昭和戦前期の思想統制の遠因になったと考えられている。

#### 第二節：昭和戦前期 軍部の台頭

昭和戦前期に入ると、張作霖爆殺事件(1928年、昭和3年)や満州事変(1931年、昭和6年)などを始めとする、政治上の事件が頻発した。その結果、政党内閣は次第に力を失い、やがて軍部と一部政治家・官僚による大政翼賛的な政治体制が確立されていった。その中、思想統制の強化のために、国の政策や方針などに対して異議を唱える個人・集団が政府によって弾圧される事例が頻発するようになった。キリスト教を含む諸宗教や諸団体への思想統制が強化され、中央政府のみならず地方の行政や地域社会による排撃が各地で生じた。

京都市内でも同志社大学で「神棚事件」や「勅語誤読」事件などが発生し、京都のキリスト教も言論・思想・信仰の自由が次第に制限されていき、1930年代後半には特高警察による同志社大学の関係者への監視も行われるようになった。

1930年代半ば以降、「基督教ヲ以テ徳育ノ基本」(1888年「同志社通則」第3条)とする同志社は、管理方の改革を迫られた苦難を負うことになる。その最初が「神棚事件」であった。1935年(昭和10年)6月、同志社高等商業学校の武

二度の「沈黙」 ―戦時下日本のキリスト教の生存実態―

道場に新島襄の肖像が掲げられていたが、生徒の一部がこれに換えて三宅八幡神宮の武神の神符を掲げた。学校側はこれを「本校の教育の精神」に反することとして、詳しく説明し、生徒は納得して自発的に神棚を取り下げて新島の肖像を元に戻した。しかし、配属将校（注：第一次世界大戦の経験に鑑みて、広く軍事的予備教育を施す目的として、大日本帝国の学校における軍事教練という）は「わが国の根本精神に反する」として強硬に介入し、配属将校の引き揚げも余儀ないと迫った。配属将校の引き揚げは在学生の徴兵猶予と幹部候補生資格の喪失を意味したから、同志社理事会および湯浅八郎総長は対策に苦慮し、結局軍部の意向を受け入れ、神棚を武道場に設置することを決定した。この事件は、軍部のキリスト教学校への介入を象徴する事件であった。

1936年（昭和11年）の「国体明徴論文掲載拒否事件」、翌年2月紀元節式典における総長の「勅語誤読」事件などは軍部、学外右翼団体のキリスト教主義学園に対する攻撃の代表的な標的とされ、同志社大学の存廃さえ危惧される事態に直面させられていた。愛国団体の代表が日本刀を手挟んで総長室に押しかけて湯浅八郎総長の退陣を迫り、学内では配属将校、草川靖中佐が「同志社通則」第3条の改正を総長に迫り、学生を前にして同志社のキリスト教主義、自由主義の排撃を公然と呼び始めていた。

「誤読」事件直後の2月の常務理事会に提出された「同志社教育綱要」は湯浅八郎総長自身書いた草案が事件の対応であった。常務理事会で正式承認されて3月3日に公表された。その内容はつぎの5か条である。

- 一、同志社ハ敬神尊皇愛国愛人ヲ基調トシ之ヲ貫クニ純一至誠ヲ以テスル新島精神ヲ指導原理トス
- 一、同志社ハ教育ニ関スル勅語並詔書ヲ奉戴シ基督ニ拠ル信念ノカヲ以テ聖旨ノ実践躬行ヲ期ス
- 一、同志社ハ基督ノ真精神ヲ信奉ス
- 一、同志社ハ敬虔自治日新中正ヲ以テ学風トス
- 一、同志社ハ良心ヲ手腕ニ運用シテ国家社会ニ貢献スル人物ヲ養成スルヲ目的トス

（注：同志社社史史料編集所編集

「同志社百年史〈資料編〉」1979/11）

これを、「基督教主義徳育を抹殺して教育勅語の聖旨を奉戴実践」（『京都日日』3月3日）として権力からの屈服と見るのに対して、むしろ「キリスト教主義を堅守しようとする湯浅の苦肉の発想にもとづくもの」であり、「順応の姿勢における防御線の構築であった」。「軍部の目をそらそうとする意図の生んだものである」とする評価もある。

（注：駒込武「戦時同志社史再考―帝国史の視点から―」『キリスト教社会問題研究』2013-12、同志社大学）

昭和戦前期に頻発した排撃運動の大きな契機として、1931年の満州事変以降の国家による思想統制の強化を挙げることができる。赤澤史朗の『近代日本の思想動員と宗教統制』（校倉書房、1985年）によると、

満州事変以降、国家権力によって「国威宣揚・武運長久・戦勝祈願の祈願祭」への「在郷軍人会・消防組・青年団・婦人会・小学校・自治組合など地域のあらゆる団体の計画的組織的な動員」が実施されていったということである。

「国体」の強調により、「非国民」、「異心（異端な者）」として迫害される人もいたのである。一般には、中央政府による思想統制や弾圧事件が多く注目されてきたが、地域社会を構成する多様な立場の人々による排撃運動もまた頻発していたのである。また、「宗教団体法」が1939年（昭和14）年に成立し、翌1940年（昭和15）年に施行されると、大政翼賛の下での各宗教団体の統合整理が進められることになった。

キリスト教界では1941年（昭和16）年に日本国内のほとんどのプロテスタント系教団が合同し、日本基督教団が設立されたが、その前後にキリスト教団体への統制・弾圧が何度も発生した。例を挙げて説明すると、1940年には救世軍がスパイ容疑で一斉検挙される事件が発生した。また、1942年（昭和17）～1943年（昭和18）年にかけて、ホーリネス系の教会が一斉検挙され、多数の牧師が逮捕された。その後、裁判が行われ、134人の検挙者のうちの75人が起訴された。

それ以前の1929年～1933年、児童の「神社参拝拒否」いわゆる「美濃ミッション事件」が発生し、

その保護者、教会、美濃ミッションを排撃する運動が、岐阜県大垣市から日本全国に広がった。信仰の「迫害・弾圧事件」は、国家によるものが多いが、「美濃ミッション事件」の特徴は学校・住民といった地域が行ったことが、国家・警察、教育関係者を巻き込んで、拡大していったことである。

美濃ミッション事件は岐阜県大垣市の小学校において、当時学校の義務とされていた全校生徒での常葉神社への参拝を、美濃ミッション所属児童が早退を申し出るなどして拒否をしたことが発端となる。美濃ミッション所属児童で早退を申し出たのは桑名トヨ（6年生）、種田孝子（3年生）、塩山愛子（3年生）、大井スミヨ（1年生）の4名であり、うち2名は早退を許可されたが、孝子とトヨは早退を許可されずに神社までの同行を命じられた。参拝はせずに終わったものの、一連の動きを知ったトヨの養母でもあり、美濃ミッションの創設者であるワイドナーが学校を訪れ校長に抗議をした。

（注：美濃ミッション『神社参拝拒否事件記録 復刻版』1992）

\*ワイドナーは1875年3月3日にアメリカ合衆国オハイオ州に生まれ、1900年宣教師として来日する。（出典：美濃ミッションホームページ）

1930年3月の大垣市会で取り上げられたのを発端に、美濃ミッション所属児童による神社参拝拒否問題は、各メディアによって連日報道され一大評判を巻き起こす。一週間後には「神社参拝批判問題講演会」が開催され、講演には123名の聴衆が集まった。

これまでの美濃ミッション事件研究の多くは、キリスト教への宗教弾圧事件として検証してきた。確かに、この事件が宗教弾圧事件であることは間違いない。しかし住民の美濃ミッション批判の主なる論点は、排撃ポスターに表れているように、ワイドナー及び美濃ミッションの信仰・思想が「国体破壊の恐れあり」というところであった。

### 第三節：戦時下のキリスト教と植民地政策

1930年代の日本がますます神国化されていく、その中では日本のキリスト教会も国家へ迎合していた。1937年（昭和12年）7月15日に開かれた文部省と宗教代表者の懇談会で、日本基督教会の



（当時のポスター）

富田満（とみたみつる）は、文部次官からキリスト教会が国民精神を激励することを求められ、同年7月22日に、基督教会連盟は政府声明を支持する「宣誓」を発表する。この宣誓によって基督教会連盟は世界に向けて、日中戦争における日本の正当性を支持することになった。またこの宣誓には、皇軍将兵の慰問事業の開始、全国のキリスト者の祈りを要望する旨が明記されていた。

（注：『宗教の時代としての一九三〇年代 -メディア・博覧会・反宗教』日本宗教学会 第75回学術大会紀要特集 2017年）

この同盟の設立や宣誓から見えるように、当時の日本のキリスト教会は、日中戦争を欧米列強による植民地化からの解放、そして東亜の新秩序の樹立と考え「理想主義」を支持していた。そして、日本国内及び植民地における福音伝道を通して、同胞の慰安と指導を求めていたのである。また同時に、国家に迎合する教会の姿勢は、国家に仕える宗教となることによって、キリスト教が内務省（政府）の警戒や憲兵（軍部）の弾圧から解放されるようにという願いとしてみることもできる。

そして、キリスト教会の戦争協力は、1937年の盧溝橋事件後に加速化していく。また、満州の植民地化計画とも呼べる「二十カ年百万戸送出計画」が本格化した。

1937年（昭和12）年、11月に設立された「皇国基督教同盟」と呼ばれる団体を例として見れば、

二度の「沈黙」 ―戦時下日本のキリスト教の生存実態―

この団体は目的に「日本式キリスト教」の確立、日本精神の顕彰、そして唯物主義・共産主義の排除を謳っていたが、これはキリスト教の教派を超えて日中戦争の意義の徹底を図るために発足したものであった。

なお、当時日本の植民地であった朝鮮半島において、昭和戦前期に神社参拝を拒否したキリスト教信者や牧師が特高警察に逮捕・勾留されたこともあったのである。

#### 第四章：加害者？

##### 一 軍国日本におけるキリスト教の戦争協力

日本の軍国主義は暴走を始め、1941年末には真珠湾を攻撃して、アメリカ、イギリス、オランダに宣戦布告した。日本はこれを八紘一字（はっこういちう）の聖戦と呼び、天皇の指導によってアジアを西洋列国の侵略から守るのだという大義名分を立てた。この挙国一致体制の中で1939年に「宗教団体法」が施行され、日本基督教団が成立し、日本の教会は海外と断絶、対立するようになった。

本章では、キリスト教信仰の真偽を問うたり批判したりするわけではなく、宗教と戦争協力を振り返ることは重要であると述べたい。しかし同時に、戦争や軍事に関する一切をとにかく否定しさえすれば、「平和主義者」でいられるわけではない。むしろ、宗教と戦争について議論する手前の段階として、歴史的事実や思想を素朴に反省してこそ、「平和」についての正当な考察があるのではないかと考えている。

1941年（昭和16年）12月、文部省の主導で政府と宗教界の相互連絡のために「宗教団体戦時中央委員会」が設立された。これを基盤として、1942年（昭和17年）4月2日、大政翼賛会東亜局の呼びかけで神道、仏教、キリスト教、イスラム教及び研究者からなる「興亜宗教同盟」が結成され、その目的は、欧米植民地支配に代わり、アジア地域に共存共栄の新秩序を樹立することであった。戦争の進行を阻害する「共産主義」、「民主主義」、あるいは「自由主義」を撲滅しなければならなかったという「思想戦」のためである。

一方、「思想」だけではなく、「物質的」にも、

飛行機の献納運動なども行っていたのである。その運動は、全国に広がりやがて日本基督教団そして基督教学校も熱心に取り組むようになった。

1943年（昭和18年）11月24日、日本基督教団第二回総会は、その開会の冒頭で総員起立によって「軍用機献納」を決議した。この決議は「昭和18年12月下旬」の日付、日本基督教団軍用機献納中央委員特別講師、平松實馬の名義で、「軍用機献納運動」文書として教団の全教会と全教団関係学校に流された。

（注：『教団新報』1988年11月5日）

このため、松山榎町（えのきまち）教会（1968年に松山山越教会と名前を変更）の平松實馬牧師が中央委員に選ばれて募金運動を展開した。その場で1万6千円の献金があった（零式艦上戦闘機の当時の値段の十分の一程度、1935年（昭和10年）の10kgの白米の値段は2.4円である。参考文献：「値段史年表 明治・大正・昭和」- 1988/6 週刊朝日）。

当時は、中堅の牧師やキリスト者の多くが戦場に赴いて砲火の下、あるいは傷つき、あるいは遺骨となって故国に帰ると言う時代であった。父兄の多くが戦っていると言う祖国興亡の現実の中で、教会が軍用機献納ということも当時としては、当前のこととして受取られた。

日本基督教団の決議を受けて、基督教学校も献納に取り組むようになっていく。『金城学院100年史』による一例を見てみよう。金城女子専門学校は、1944年（昭和19年）2月、海軍へ軍用機一機（金城女専号）を献納したのである。1943年12月11日、日本基督教団派遣特別講師の平松實馬は金城女子専門学校に来て、講演と詩吟を通じて飛行機献納を奨励していた。これに応じた金城女子専門学校の教職員をはじめ、関係者一同は一致協力して募金に専念した。また、愛知県当局もこの飛行機献納を推進していた。当時、飛行機献納運動は、各宗教団体その他も県当局の要請に基づいて行った、いわば全国的運動であり、キリスト教、仏教、神道系の諸学校もこれに参加していた。このなかで、金城女子専門学校は、飛行機一機分として海軍に十万円を、またその余剰金三万円を陸軍に献納したのである。

合計、日本基督教団は日本海軍に「報国3338

第一日本基督教団號]、「報国 3339 第二日本基督教団號（九九艦爆）」の二機を、日本陸軍に「愛国第三三三日本基督教団第一」、「愛国第三三三二日本基督教団第二」の二機、海軍と陸軍に合計四機の軍用機を献納した。

旧日本軍においては、従軍僧（仏教）が存在したが、軍人ではなく軍属扱いであった。浄土真宗各教団においては軍隊布教使と呼ぶ布教使を派遣している場合もあった。また、旧日本軍では聖職者でも一般人と変わらず徴兵の対象とされたので、神職や僧侶の資格を持つ軍人が、臨時に従軍神主や従軍僧のような役割を行う場合があった。現在の自衛隊において、宗教活動に従事する職種（兵科）は存在しないが、護衛艦の艦内神社や駐屯地に神棚を祀る行為、装備品のお祓いなどが任意で行われている。

太平洋戦争で日本軍には従軍宗教者制度は存在せず、兵士は肉体的に追い詰められ、精神的な援助は全く行われず、組織に見捨てられ死んでいった。旧日本軍にはチャプレン制度がなかったものの、さまざまな形でキリスト教伝道がなされていた。

（注：軍隊では、宗教にかかわらず、ラビ、イマーム、僧侶など、従軍する聖職者を意味する。従軍神父や従軍司祭と呼び分けられる場合もある。）

そして彼らは、必ずしも一方的に日本の戦争を支持したり、あるいはそれに反対したりという性格のものではない。ただ素朴に、軍隊という特殊な社会の中で働く者たちに信仰を伝えようとするものなのであった。1899年に、米国人女性宣教師エステル・フィンチと黒田惟信（これのぶ）牧師によって、陸海軍軍人伝道義会が設立された。また日清戦争が始まると、当時日本のキリスト教界で指導的立場にあった本多庸一牧師は、『軍人必読義勇論』というパンフレットを配布して、キリスト教の立場から軍人の心構えを説き、慰問などを積極的に行っていたということである。

1945年に神風特攻隊員として戦死した林市造（1922～1945）の日記や手紙についても紹介する。（海軍少尉 福岡県福岡市出身 京都帝国大学生 父は幼くして亡くなっている、母の手で育てられた。クリスチャン 大正10年生まれ 昭和20年4月12日 沖縄方面にて戦死）

元山航空基地より母へ最後の手紙 林市造 遺稿

「(前略) 神様の下にある私達には、この世の生死は問題になりませんね。イエス様もみこころのままになしたまえとお祈りになったのですね。私はこの頃毎日聖書をよんでいます。よんでいると、お母さんの近くに居る気持がするからです。私は聖書と賛美歌と飛行機につんでつっこみます。」(林市造が母に宛てた手紙より)

(多田茂治「母への遺書—沖縄特攻林市造」  
弦書房、2007)

冒頭に紹介したように、本論は戦場の宗教の真偽を問うているわけではない。ただ現実として存在する事象を取り上げ、問いを投げ掛けている。軍隊組織の実態や戦争の現実、軍人の心情の現実についてどれほどのことを知っているのだろうか。悲惨な結果との関係では、個々の兵士のそれよりも、一層その責任は重大である。なぜなら、平和や共存・共生を願うはずの宗教が、戦争を通して、自ら手を下して人々を殺めたことはない。ただ殺める行為を良しとして、体制に順応美化し、多数の国民を兵士として戦場に駆り立て、安んじて殺傷に励ませたのである。もちろん、あのような時代に、ファシズム体制の圧力に対して屈服しない、信念を通すことができる人が少なく、自分自身でも、すぐ白旗を挙げると考えられるため、キリスト教、若しくは戦時下の日本宗教界を非難や批判する資格はないと考えられている。

## 第五章：被害者？

### —戦時下の日本のキリスト教の弾圧事例

太平洋戦争突入の前年に成立した「宗教団体法」(昭和14年4月8日法律第77号)で信教の自由は圧殺された。翌年に改悪された治安維持法による宗教関係弾圧事件は1年で1011件と記録されている。

戦争末期には、創価教育学会（現在の創価学会）の幹部牧口常三郎が、「今上陛下こそ現人神」という立場をとったが、「神宮の尊厳冒瀆」などで逮捕、投獄された。

### 第一節：軍部によるホーリネス教会の利用

東洋宣教会ホーリネス教会（以下、ホーリネス教会）の創始者である中田重治（1870-1939）は、晩年、原理主義的な聖書解釈と日本のナショナリズムとを結び付け、日本にはユダヤ民族を救う使命があると熱心に唱えた。こうした主張に対し、ホーリネス教会の中では異論が起り、1933年から1936年の紛擾期間を経て、教会は中田の主張を信仰の逸脱と批判する「日本聖教会」と、中田を支持する「きよめ教会」とに分裂した。『耶蘇（イエス）が来る』はホーリネス教会の主要テキストの一つとなった。明治以降のキリスト教が旧土族層や豪農、知識人を中心に広がったのに対し、中下層の労働者への伝道活動を積極的に行ったホーリネス教会は、「大正デモクラシー」の風潮の中、急速に会員数を増やしていった。彼らの再臨信仰においてユダヤ人問題は大きな位置を占めた。当時の日本軍部にとって、満州北部や東部内蒙古（ないもうこ、内モンゴル）の日本人が少ない地域に危険を冒してでも入っていく動機や語学力をもったホーリネス教会の福音使達は、宣撫工作や情報活動を進める上で貴重な存在であったと考えられている。

その中、神学者、日ユ同祖論者の中田重治（なかだじゅうじ）は、聖書の中に出てくる「日のいづるところ」や「東」といった表現を日本のことであると同定し、例えば、イザヤ書41章2節の「たれか東より人を起こししや。われは正しきをもてこれをわが足下に召し、その前にもろもろの国を服せしめ、またこれにもろもろの王を治めしめ……」の段落は、日本が「大陸に向かって武力をもって発展していく」ことを予言していると解釈した。（注：『中田重治全集』第2巻 p122 福音宣教会 1991）

そして、彼らが満州北部に住むユダヤ人を通して、外国資本の流入を促進すること及び満洲に於けるソ連勢力の伸展に対する当地方ユダヤ人の協力が得られることを期待していたのである。しかし、日独伊三国同盟締結によって「英米協調」の可能性が失われた。また、アジア太平洋戦争の開始によって、それまでのユダヤ人工作が最終的に破綻して間もなく、ホーリネス系三派に対する治安弾圧が始まった。

### 第二節：利用する価値がなくなったホーリネス教会の弾圧

1941年（昭和16年）12月8日、日本軍が真珠湾を奇襲し、太平洋戦争が始まると、大規模なキリスト教諸派への弾圧が始まる1942年（昭和17年）を迎える。ホーリネス系諸教会への特高による弾圧が着手されるにあたって、内務省は一つ厄介な問題を抱えていた。当時の警視総監の留岡幸男（1894-1981）が、著名なキリスト教徒の社会改良家で、巣鴨監獄の教誨師や警察監獄学校の教師も務めたことがある留岡幸助（1864-1934）の三男であったのである。つまり、二代続いたクリスチャンの警察関係者の家系の留岡幸男が現警視総監なのである。特高がいくら内務省から直接指揮を受ける特殊な警察といっても、政府側には都合が悪かったと考えられる。

しかし、その留岡幸男も、1942年（昭和17年）6月に更迭され、6月26日のホーリネス系諸教会への大規模な弾圧が開始されたのである。

1942年6月26日早朝にホーリネス系の教職者が治安維持法違反で検挙された。日本基督教団で検挙されたのは、ホーリネス系の第6部（旧日本聖教会）の教職者60人、第9部（旧きよめ教会）から62人である。

（注：「日本基督教団史資料集第二巻」

日本基督教団宣教研究所、1998、p125-p126）

その後、日本基督教団第4部管谷仁主事は、「彼らの熱狂的信仰は我々教団では手の下しようもないくらい気違いじみているため、これを御当局において処断して下さったことは、教団にとり幸いであった。」と述べた。山梨教区長、小野善太郎は、「大局の見地からいえば、こうした不純なものを除去することによって日基督教団のいかなるものかが一段に認められて、今後の運営上かえって好結果がえられるのではないかと考え、当局の措置に感謝している」と述べた。このように、日本基督教団の幹部らは、当局のホーリネス弾圧を歓迎した。

（注：ホーリネス・バンド昭和キリスト教弾圧史刊行会 編「ホーリネス・バンドの軌跡―リバイバルとキリスト教弾圧」新教出版社、1983年）

富田満統理は、ホーリネス事件の原因として部制の問題をあげ、「現今の時局に於いてな部制

を存続せしめる事は適当で無い。」「特に最近起こりましたある種の事件を思うとき真に我々の信仰が一つでなかった為に基因するのでは無いかと思います」と述べた。

1943年4月、文部省から教団に通知があり、富田満統理はホーリネス系の牧師たちに、自発的に辞任しなければ身分を剥奪する旨を伝え、辞職を勧告した。結局、全検挙者134名の内75名が起訴され、7名の殉教者が出た近代日本キリスト教史上最大の弾圧事件であった。

日本では、中田重治によって、1917年に「東洋宣教会ホーリネス教会」が設立されたが、まもなく「日本ホーリネス教会」と改称され、1933年に再臨の信仰の考え方により中田の「きよめ教会」と車田秋次の「日本聖教会」に分離したが、1941年6月の教会合同によって「日本基督教団」に「日本聖教会」は第6部、「きよめ教会」は第9部として一時統合された。しかし、「きよめ教会」のなかにはこの教会合同を拒んだ群れもあった。憲兵などの国家権力の監視にも屈せず、キリストのみが神として、再臨を強く待望する彼らの姿勢は危険思想とみなされた。

そして、太平洋戦争の開始により、英米との対立回避のための政治宣伝、あるいはユダヤ系米國資本の導入を目指した「ユダヤ人利用」の方針は破綻し、1942年3月には大本営政府連絡会議によって「時局に伴うユダヤ人対策」が決定され「ユダヤ人対策要綱」は廃止された。この方針転換は、ホーリネス系教会に対する弾圧にも繋がったことだと考えられている。

拘禁された牧師たちの中には、裁判のために、それまでのキリスト教信仰を清算し、祖先崇拜などをして日本人として生きるという者たちや、神社参拝に積極的な姿勢を示す者たちもいた。また、教会は、再臨信仰が問題となっていることが分かった時、分かれた同信の友の再臨信仰との違いを強調し、自らの身を守ろうとした。それは、弾圧時に日本基督教団がホーリネス系教会を切り捨てたという自己保身の態度と同じものだった。このような中で、信仰を捨てた信徒もいたのである。

日本の戦時体制においては、キリスト教は敵性宗教として迫害を受け、国家権力による統制という形で結実する日本基督教団が結成されること

は、当時のキリスト者にとっては、信仰の内実に国家が関与することを認めざるを得ないこととして、非常に深刻な問題だったと考えられる。

### 第三節：ホーリネス弾圧事件の家族の手記

ホーリネス弾圧事件に関する資料を調査中に、当時の弾圧事件に関連する一家族の手記を発見した。内容の通り、森五郎は日本のホーリネス教会の牧師であり、中田重治から後継者に指名され、きよめ教会を受け継ぐ戦後基督聖協団を創立した人物である。彼は1940年（昭和15年）に上海きよめ教会の牧師として赴任し、ホーリネス弾圧事件の中、特別高等警察の取り調べにより、上海でヨーロッパから逃れてきたユダヤ人を救助したことを咎められ、巢鴨拘置所に投獄された。以下は森五郎の長女、谷中さかえが書いた手記により節録した文章である。

谷中さかえ 基督聖協団 千葉教会 牧師

（前略）一九四二（昭一七）年六月二六日、早天祈祷会をしているところへ五、六人の刑事がドヤドヤと入って来て、会計簿と聖書、教会関係書類等を全部押収し、夫・谷中廣美牧師に召喚状を示して、「すぐには帰れませんから」と告げました。谷中が洋服に着替えるために二階に上がると、刑事二人が部屋まで付いてきて、私とは一言も語ることなく連行されました。

（中略）早速、上海きよめ教会の父・森五郎牧師に、「チチニカワリナキヤ」と電報を打ちましたが、何の返事もありません。海外は七月一日に検挙が行われ、森五郎牧師は上海領事館警察署に一週間留置された後、七月八日に船で二人の刑事に監視されながら日本に護送され、東京警視庁に十ヶ月間留置されました。近くの町角に交番があって、「上海から森五郎が警視庁特高課に来ているから、浴衣、下着、食事を持参するように」との伝言がありました。早速、新宿・二幸（食料店）で父（森五郎）の好物を購入し、警視庁四階の特高刑事室へ行きました。

室内では後ろ向きに座っている白麻の洋服を着た父の姿を見ましたが、一言も語ること

二度の「沈黙」 ―戦時下日本のキリスト教の生存実態―

は許されなくて、上海から持って来たポストン・バックと着ていた洋服を持って帰宅しました。毎日、食事を運ぶように言われて一週間続けました。刑事部屋の東の隅に車田秋次師、西の隅に父が座っていて、何とも異様な二人の姿でした。

ある日、「次の弁当は通知があるまで待て」と言われて、一カ月間中止していましたが、その間何があったのでしょうか？ 検挙の内容は「治安維持法違反容疑」で、キリストの再臨、イスラエル問題、スパイ嫌疑であったと思います。

(中略) 霞ヶ関の警視庁の面会所で呼び出しを待っていて、ふと室外に出た時、裏口の方から編笠を深く被り、手錠をかけられ、素足で雪駄の草履を履いて、数珠つなぎに歩いてきた七―八人の囚人服の人達を見ました。それは何とも変わり果てた牧師達の姿でした。その中に父・森五郎の姿がありました。私にはあの先生、この先生と推察することができました。

そのうちに呼び出しがあり、予審判事の部屋に三人で入りました。その時の父の顔色は臘人形のように白く腫れあがり、その状態を見ただけで、留置場の生活がどんなものか想像がつかしました。

十ヶ月の留置場生活から東京拘置所に移される時、監視の巡査に「君がいなくなると寂しくなるよ」と言われたと、迎えに行った谷中が聞き、後日「森五郎の存在はいかに大きな平安を人々に与えたか。良き証し人であった」と語っています。

普通人の独房の日常は空虚と無聊に苦しむそうですが、父は「一匹の蠅も友達であったよ」と言い、瞑想すると、「私は、あなたのことばを心にたくわえました」(詩篇一一九・一一)と、聖句が次々浮かんで大いに慰められたと語りました。

一九四四(昭一九)年二月二九日、金二十円の保釈金を持参して、弁護士と夫が迎えに行き、父は翌日、東京都・拝島村(現・昭島市)の三井家の別荘であった啓明学園内の私達の住居に帰って来ました。母は父が検挙された

後の三年余、落花生バター製造工場で働きながら、子供三人の生計を支えて忍従の生活を続けました。その年の十二月、母と姉妹たちが上海から引き揚げて来ました。九ヶ月ほど前に保釈になっていた父は、夜十時ごろ立川駅へ出迎えに行きました。防空頭巾、国防服、ズック靴の乞食のような老人姿で、下車した家族に黙って近寄り、末娘の黎子のリュックサックに手をかけると、「お母様、泥棒よ」と叫びました。それが何年ぶりかで再会できた親子の苦難の日の一幕でした。

(注：「ホーリネス弾圧事件からの継承 宗教弾圧の家族の手記」いのちのことば社 2000年08月号)

上記の事例は、戦時下弾圧された方々の人間像の一例であり、この事件の中、牧師が投獄され、獄死した例もあった。この資料によるホーリネス弾圧事件だけではなく、他の宗教や反戦者の境地も、想像するに難しくないだろう。

## 特別編

### 第二次大戦下における

#### 日本基督教団の責任についての告白

わたくしどもは、1966年10月、第14回教団総会において、教団創立25周年を記念いたしました。今やわたくしどもの真剣な課題は「明日の教団」であります。わたくしどもは、これを主題として、教団が日本及び世界の将来に対して負っている光栄ある責任について考え、また祈りました。

まさにこのときにおいてこそ、わたくしどもは、教団成立とそれにつづく戦時下に、教団の名において犯したあやまちを、今一度改めて自覚し、主のあわれみと隣人のゆるしを請い求めるものであります。

わが国の政府は、そのころ戦争遂行の必要から、諸宗教団体に統合と戦争への協力を、国策として要請いたしました。

明治初年の宣教開始以来、わが国のキリスト者の多くは、かねがね諸教派を解消して日本における一つの福音的教会を樹立したく願ってはおりましたが、当時の教会の指導者

たちは、この政府の要請を契機に教会合同にふみきり、ここに教団が成立いたしました。

わたくしどもはこの教団の成立と存続において、わたくしどもの弱さとあやまちにもかかわらず働かれる歴史の主なる神の摂理を覚え、深い感謝とともにおそれと責任を痛感するものであります。

「世の光」「地の塩」である教会は、あの戦争に同調すべきではありませんでした。まさに国を愛する故にこそ、キリスト者の良心的判断によって、祖国の歩みに対し正しい判断をなすべきでありました。

しかるにわたくしどもは、教団の名において、あの戦争を是認し、支持し、その勝利のために祈り努めることを、内外にむかって声明いたしました。

まことにわたくしどもの祖国が罪を犯したとき、わたくしどもの教会もまたその罪におちいりました。わたくしどもは「見張り」の使命をないがしろにいたしました。心の深い痛みをもって、この罪を懺悔し、主にゆるしを願うとともに、世界の、ことにアジアの諸国、そこにある教会と兄弟姉妹、またわが国の同胞にこころからのゆるしを請う次第であります。

終戦から20年余を経過し、わたくしどもの愛する祖国は、今日多くの問題をはらむ世界の中にあって、ふたたび憂慮すべき方向にむかっていることを恐れます。この時点においてわたくしどもは、教団がふたたびそのあやまちをくり返すことなく、日本と世界に負っている使命を正しく果たすことができるように、主の助けと導きを祈り求めつつ、明日にむかっての決意を表明するものであります。

1967年3月26日 復活主日  
日本基督教団総会議長 鈴木正久

第二次大戦後、宗教界における戦争責任の表明は、ドイツのプロテスタントである福音主義教会の代表者たちがナチスに追随した罪を告白する「シュトゥットガルト罪責告白」(1945年10月19日)や、同教会兄弟評議員会の「ダルムシュタッ

ト宣言」(1947年8月8日)が有名である。だが、日本の主な教団が戦争責任を表明した時期は遅い。日本基督教団が1967年に教団として初めて戦争責任を表明したが、その他の各教団(仏教、キリスト教)の表明のピークは戦後50年にあたる1994～1995年である。その時の日本は、過去への謝罪に社会的圧力が高まった時期であり(「終戦五十年決議」や「村山談話」が有名である)、政府と同じような方向性で各教団の戦争責任表明が相次いだことは、国策に沿って戦争協力した姿を彷彿とさせる。

## おわりに

以上の文献調査と考察からは、キリスト教という外来の宗教について、社会を乱すものとして権力者がこれを排除しようとしたことが認識される。権力者によって定義される「日本人」イメージから逸脱する宗教性は、どんな時代においても暴力によって排除されてきた。日本の戦時体制においては、キリスト教は敵性宗教として迫害を受け、国家権力による統制という形で日本基督教団が結成された。当時のキリスト信者にとっては、信仰の内実に国家が関与することを認めざるを得ないこととして、人権的な良心の自由と言う観点からも、信仰への統制という非常に深刻な問題であるといえる。

明治以来、日本人キリスト教徒は、西欧文明の根底にあるものとしてキリスト教を理解してきた。それは日本の近代化過程に不可欠なものであると理解したからである。したがって、日本におけるキリスト教は、欧米からの外来宗教であったために、日本人キリスト教徒は常に「日本人であること」と「キリスト教徒」であることに対して緊張関係を内在させてきたといえる。近代国家を創造するための種々の要素がキリスト教を「異質なもの」としていた。結局、キリスト教が近代日本社会において常に「他者」の眼差しを向けられてきたことは、現在も大きくは変わっていないであろう。

このようなことから、近代日本におけるキリスト教の発展、特に国家との対峙・協力を理解することが、宗教と国家の密接な関係を考察する上で

## 二度の「沈黙」 ―戦時下日本のキリスト教の生存実態―

重要な視点を与えてくれるのが分かるだろう。戦時中のキリスト教会は、日本の軍国主義とそれを支えた天皇制については、それを批判することが少なく、むしろ支持をした。教会は、当時の日本が犯した侵略という過失にも気づかずに、天皇の名による戦争を「聖戦」と呼び、「皇室中心主義」や「敬神尊王」などと言って、キリストの信仰と離反し、支持をした。そして、教会のアジア諸国への宣教は、宣教がその純粋な動機だと言っても、その働きは日本の植民地政策に追従するものであり、キリスト教の教義若しくは本心から乖離したことである。彼らが国家権力に対する懐疑や批判や抵抗の精神をもち、あるいは反戦平和という意識をもっていても、極めて微弱であったと考えられる。こういうわけで、彼らは二度、沈黙した。

## 参考文献

- ① 秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会、2002年
- ② ベルトールト・クラッパート『和解と希望―告白教会の伝統と現在における神学』、新教出版社、1993年
- ③ J.モルトマン『二十世紀神学の展望』、新教出版社、1989年
- ④ 「日英通商航海条約」
- ⑤ 隅谷三喜男『日本の歴史 22 大日本帝国の試練』中央公論社〈中公文庫〉、1974年8月
- ⑥ 白井勝美「条約改正」『国史大辞典第7巻』国史大辞典編集委員会、吉川弘文館
- ⑦ 「一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セムル件」法令全書、明治32年内閣官報局 明治20-45

## 年表

1549年	ザビエル鹿児島に上陸、第一次日本のキリスト教へ宣教開始
1587年	豊臣秀吉「バテレン追放令」
1612年	幕府、領内のキリスト教禁止（禁教令）
1620年	メイ・フラワー号にてピューリタンのアメリカ移住
1637年	島原の乱
1639年	鎖国令発布
1859年	第二次キリスト教（プロテスタント）の日本伝道開始、ヘボンら来日
1868年	明治維新
1873年	キリシタン高礼撤去
1891年	内村鑑三不敬事件
1904年	日露戦争（～1905年まで）
1912年	三教合同
1914年	第一次世界大戦（～1918年まで）
1929年	「美濃ミッション事件」（～1933年まで）
1935年	同志社大学「神棚事件」
1936年	同志社大学「国体明徴論文掲載拒否事件」
1937年	同志社大学総長「勅語誤読」事件
1941年	日本基督教団成立、太平洋戦争開始（～1945年）
1941年	「宗教団体戦時中央委員会」が設立
1942年	ホーリネス系教会弾圧事件
1967年	日本基督教団戦争責任告白

- ⑧ 大河原礼三『内村鑑三と不敬事件史』木鐸社、1991
- ⑨ 田丸徳善・村岡空・宮田登編『近代日本宗教史資料』佼成出版社、1973
- ⑩ 昭和10年11月28日文部次官通牒発普160号「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」
- ⑪ 明治32年文部省訓令第12号「一般ノ教育ヲシテ宗教以外ニ特立セシムル件」「一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最必要トス依テ官公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フ事ヲ許ササルヘシ」
- ⑫ キリスト教史学会編「戦時下のキリスト教」教文館2015年
- ⑬ 林屋辰三郎責任編集『京都の歴史9 世界の京都』京都市史編さん所、1980、209-216
- ⑭ 同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会編（1972）『特高資料による戦時下のキリスト教運動1 昭和11年-昭和15年』新教出版社
- ⑮ 同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会編（1972）『特高資料による戦時下のキリスト教運動2 昭和16年-昭和17年』新教出版社
- ⑯ 同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会編（1973）『特高資料による戦時下のキリスト教運動3 昭和18年-昭和19年』新教出版社